

第4回権利擁護部会

日時	平成21年9月4日(金) 10:00~12:10
場所	障害者支援センター松が丘園
出欠	出席 8名・欠席 1名
議事	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回は、障害福祉課から、現在の市における成年後見制度に関する検討の経過を聞いた。今後、成年後見制度は、あんしんセンターとのつながりを含めて、財産管理および身上監護についても、その流れの中で取り組み、社協に法人後見を受けてもらう方向、という提案を聞いた。</li> <li>市には、部会で議論してきたことを前向きに受け止めてもらっていると感じられる報告だった。</li> <li>現段階では、法人後見を社協で進めるようだが、問題はあくまでも中身。課題は沢山ある。</li> </ul> <p>2 あんしんセンターの業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相模原市は他に先駆けて平成10年から市の補助事業で始めた。これは、弁護士による障害者からの詐欺事件の影響と聞いている。</li> <li>・ 平成12年に介護保険制度施行に伴って法制化された。措置から契約の流れによって生じた契約の立会いや利用料の支払いなどを、「地域福祉権利擁護事業」という名称で県社協からの委託事業、市の補助事業となった。</li> <li>・ 判断能力が不十分な高齢者や障害者が対象であるが、利用にあたっては、「契約締結判定ガイドライン」を使用し、利用意思の継続性とサービスの内容の理解があるかを何回の訪問で確認する。</li> <li>・ ガイドラインは15項目あり、契約締結審査会の判断の基となるアセスメントシートを作成する。</li> <li>・ これらが契約締結審査会の資料となっている。利用契約の継続的な意思確認後、利用申込書を書いてもらう。</li> <li>・ 契約締結審査会にて審査し、承認されれば契約となる。</li> <li>・ アセスメントの段階で、契約が困難と判断される人は成年後見制度等、他の制度、サービスに結びつける。</li> <li>・ 契約後に支援計画を作成し具体的な援助が始まる。支援計画はお金を届ける回数や金額等具体的な内容のもの。多い人で週2回届ける人もいる。</li> <li>・ 訪問相談から契約までは専門員が行う。日々の実際の支援は、支援計画に基づいて、生活支援員が行う。</li> <li>・ 具体的な援助の場面では、通帳は社協の金庫で保管し、いくら引き出すか、活動実施票に、本人からサインをもらって、金額記入する。それを内部で決裁する。何重かのチェック機能を持たせている。</li> </ul>

### 3 事例報告

#### 事例1 Aさん

- ・ ADHD（注意欠陥・多動性障害）により金銭管理が出来ず、衝動的に買物をしてしまう。
- ・ あんしんセンターでは、週2回訪問し、日常的な金銭管理を行い、生活支援を行っている。
- ・ 本人が通販や携帯電話で買物をしてしまい、それに対し返品や分割払いなど促すなどの説得も行っている。

#### 事例2 Bさん

- ・ Bさんは、あんしんセンターを利用していたが、認知症が進んできた。
- ・ あんしんセンターの利用が難しい状況となりつつあった。
- ・ Bさんは事前に弁護士と任意後見契約を結んでいたが、この候補者との関係が良好ではなく悩んだケースである。
- ・ 任意後見候補者との早い段階での連絡が必要と感じた。

#### 事例3 Cさん

- ・ 福祉ホーム入居者。
- ・ 買物も少なく、食事制限もある。その結果、普通に生活が出来て、月に数万円残る状態。成年後見制度の利用を検討してはどうか、と助言があった。
- ・ 親族に対して成年後見制度の説明をしたが、費用がかかるなら必要ないと言われ、棚上げの状態。先々、後見の申立てをどうすすめるべきか。
- ・ 本人の預金があるので、使い道をどうしたらいいか。支援者が勝手に決められないので、後見人がつけば、相談出来るのではないかと思う。

### 4 成年後見制度の利用促進に関する具体策について

- ・ あんしんセンターは、本人が出来るとは、サポートして自分でやらせよう。成年後見は、取消権があるなど、役割に大きな違いがある。
- ・ 経済的に厳しい人は、利用促進事業の助成(¥28,000)を受けるのがいい。国の通達は、経済弱者にも拡大するとあるので、市は予算確保して欲しい。
- ・ 利用促進の部分で矛盾がある。自己資金があると、補助が受けられない。後見人の報酬を払うとすぐ資金が尽きる。親は、子のためにある程度預金を残すことも多い。利用の基準を早めに出して欲しい。
- ・ ゼロとはいわないが、低額な報酬で後見人を頼めるといい。
- ・ 後見人には、個別支援計画をきちんとチェックするなど、身上監護の重要なところを抑えてほしい。それで、2万円位の報酬は適当だと思う。
- ・ 後見人に、どこまで身上監護を求めるとかが課題だと思う。
- ・ 住民税非課税の人は、報酬助成の対象にすることを、市に考えて欲しい。
- ・ 社協には、早く法人後見をやってほしい。
- ・ 社協も直接サービスをやっているのだから、法人後見の開始後、被後見人がそこでのトラブルを訴えたとき、利益相反にならないか。課題はある。

### 5 次回の議題について